

## 第1回公衆浴場入浴料金協議会 議事録

日時：令和4年9月15日（木）14:00～

場所：兵庫県民会館 1201号室

### 1 開会

事務局：今から、第1回、公衆浴場入浴料金協議会を開催させていただきます。  
本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

### 2 あいさつ

(省略)

### 3 委員紹介

(事務局から名簿により紹介。公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会専務理事兼事務局長の本山委員が都合によりご欠席の報告。)

### 4 公衆浴場入浴料金協議会について

事務局：(説明)

### 5 会長選出

事務局：次に会議次第の5番目の会長選出でございます。本協議会の設置要綱第4条にあります、学識経験のある委員の内から委員の互選によって定めると規定されておりますが、いかが取り計らいましょうか。

委員：田中委員が、専門家でいらっしゃいますし、従来まで小委員会の委員長もお務めになられたと思います。田中委員にお願いしてはどうかと思います。

委員全員：(異議無し)

事務局：皆様ご異議ないようでございますので、田中委員に会長をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

### 6 諮問

事務局：それではここで公衆浴場入浴料金の統制額について、諮問いたします。

部長：(諮問)

事務局：それでは以降の進行は田中会長にお願いいたします。

会長：それでは、次第に沿って進めてまいります。

## 7 会長職務代理者の決定

会長：次第の7番目ですが、会長職務代理者を決めていきたいと思います。設置要綱により会長が指名することとされていますので、私から指名させていただきます。

委員全員：(異議なし)

会長：それでは経営学の専門家でいらっしゃいます、内田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員全員：(異議なし)

## 8 協議事項

会長：次に、会議次第が8番目の協議事項に入ります。

先程、公衆浴場入浴料金統制額について諮問がありました。会議次第に沿ってまず事務局から入浴料金の改定について説明をいただき、その後意見交換という形で協議を進めて参ります。

まず、1、(1)一般公衆浴場入浴料金統制額の改定について、関係事項を含めて事務局から、ご説明をお願いいたします。”

事務局：(説明)

会長：ありがとうございます。

それでは(2)の意見交換のところに入って、これがメインになります。まだ数字が入ってないですけども、今日の資料であります実態調査ですね。具体的にコストがどうなのかとか、そういうことが出てきますけれども、それだけで決めるというわけではなくて、どういう考え方にすべきか、ということが大事だと思いますし、また、こういうデータも必要ではないかっていうようなご意見もあるかもしれません。ですので、今日は具体的に何か数字を出すというのではなくて、小委員会で考えるために必要なことは何なのかという、こういう考え方が、ああいう資料がある、そういう意見をいただければと思っております。

フリートークで行いますので、まずはどなたからでも結構です、ご意見のある方。ぜひご発言いただければと思います。

委員：発言してもよろしいでしょうか。

会長：はいどうぞ。

委員：資料の13ページ目のところに、営業中あるいは休業中の施設に関するアンケート

一トの回答があると思うのですが、私が前回の値上げのときにも参加させていただいておまして、そのときと比べて増えているのかどうか、だとか、休業中という意味がどれほどの休業を指すのか。コロナで一時的に何ヶ月か店を閉めていますというような状況なのか、本来的な意味合いでの休業のような形なのか、そのあたりご存知であれば教えていただきたいと思います。

会長：いかがですか。

委員：神戸市が見ていただいた通り、一番数の差が大きいんですけども、休業中というのは、結局、許可台帳上残ってるものと、実際に今も営業されてるものの差ということなので、休業という言葉ではありますけど、もうすでに実態はない施設という状況かなと思います。神戸の場合は震災のときに、お風呂屋さんって結構影響が大きくて、吹き抜けの空洞で屋根が重いので、結構影響受けられたところが多くて。

ただ一方で昔からの距離規制があったので、許可をもたれていたところは、一種の既得権的な考えで廃業届を出されるということにすごく抵抗を皆さん持たれてて、施設がなくなったけれども、廃業届はご本人からは出されずに、そのままご本人も既に連絡がつかないような状態になって、統計上は休業という言葉になっているところが、今非常に多いというのが現状です。

委員：実際、営業している32施設が現状です。

会長：はい。ありがとうございます。

事務局：回収状況のところですけども、前回の協議会では送付させていただきましたのが110施設で休業中が53、合計163の施設があったんですけども、110送付したうちの70回収できましたので、63.6%、でした。ほぼ、同じぐらいの7割ぐらいです。

委員：ありがとうございます。

会長：大体回答数は同じぐらいだったっていう感じですよ。

事務局：そうですね。

会長：対象が、ちょっと今回減って、でも回収率が上がってる、ちょっとだけ上がってる。

事務局：そうですね、回収数としては、前回は70、今回は68です。

会長：まあ、そうですね。

事務局：はい。

会長：はい、ありがとうございます。

考えていただいている間に、今まで、過去のこの協議会で議論してたことで、思い出すのは、一つは、何故、入浴料金が物価統制令の対象なのか。つまり、その法律の議論じゃなくて、何故必要なんだろう、こういう統制が必要なんだろうっていう議論を受けて、すでにお話があったように、お風呂のない家があるだとか、高齢者っていうような話が出てたんですけども、今日まだお話が出てないのは、災害対策ですね。地震のときに、日頃は多くの人がお風呂を持ってるから大丈夫なんだけれども、地震とかそういう災害になると、お風呂にいきなり入れなくなって、それこそ終戦直後と同じような世界になってしまう。公衆衛生上お風呂に入れなくて、入らなくちゃいけないっていうので、ご存知の自衛隊が入ったりとかですね。例えば熊本地震とかだと、周辺のお風呂屋さんが無料開放したりした。そういうことをやりましたので、「災害対策という意味でも必要なんだ」という議論をやっていたのが一点ですね。

それと全く違う点ですけども、約70ぐらいのお風呂屋さんをみると、規模の分布が、綺麗に分布してるんじゃないかと、小さいものと大きいものとに、ある程度分かれてるんじゃないか。それで、今回調査の結果で、金額を出してもらうけど、平均を出してもらうのですよね。でも実は平均の規模のお風呂屋さんが少ないんじゃないか。大きいところと小さいところで実は状況が違うかもしれないみたいな話を言っていました。

ただそうは言うものの、料金を決めるではなく、料金の上限を決めるわけですから、そこまで、規模別に計算しなくても良いのかな、みたいな議論はしてたように思います。

ちょっと、思い出したので。どうぞ皆さんご自由に、ご発言いただければ。

委員：今のお話ですと、上限が決まるということですので、上限の中ではある程度自由にそれぞれの事業者が決めることができる。

そうなんですか。

会長：ただ、大概是上限に張り付いてるんですよ。回数券だとかそういう割引で下がるっていうことはあるけれども、1回限りの値段は、多分、いや全部じゃないですけど、多くは上限で営業している。何か尼崎だけが以前は上限でなかった。

委員：今もそうですね。

会長：今もそうですか。

委員：はい、尼崎は上限価格よりも下の価格で、皆さん営業されてますね。

委員：それはその地域で話し合いとか行われて。

委員：兵庫県浴場組合っていうのがあって、今回入浴料金の改定にあたって、県の方から調査票送らせてもらったんですけど、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮という一番下の下部組織がある。

私は、実は西宮に属してますので、浴場数7つ、このなんか、本当は6件なんですけども、この1件はまあ後で、説明してもらいますけど、その6件のうち、今回この8月に1件やめまして。だから5件になってますね。

だから、西宮市の場合は、非常に少数なので、だから今、会長がおっしゃったように、ある程度散らばってますから、お風呂屋さん同士の競争が、料金に対する競争があんまり起こらない。

ただ、尼崎の場合はですね、一番多い。27もありますから。しかも密集してますので。やっぱり隣風呂、あるいはまたその隣風呂は、と、どうしても料金格差が生じてます。

委員：尼崎ではどのエリアに集中してるとかあるんですか。

委員：尼崎は兵庫県の下座なんですけど、阪急電車の北側と阪急電車からJRのちょっと、阪神、JRまでかな、が真ん中で、国道2号線から下、阪神電車から下が工場地域という。大体この3層に分かれてまして。その3層で大体料金が違いますね。そういう現状です。

会長：はい。ありがとうございます。

委員：料金はそういう感じで、尼崎はばらばら。

委員：公衆浴場、銭湯さんの大きさっていうか、平米数とか、それっていうのは何かに資料にあるんですか。この施設数は分かりますけど、料金って結局、今初めて知った、上限額があるっていう。ただまあ、兵庫県では450円でしたっけ。450円を基準にして、大きいお風呂屋さんで、お風呂屋さんの中にサウナがあったり、いろいろ施設があって温泉とかあって。

委員：温泉もあるところはあります、あります。はい。

委員：あるよね、そういうところでも大体、県が決められている450円を。

委員：守ってらっしゃいますね。上限として。

今、会長がおっしゃったように、あくまでも平均なので、今おっしゃったように、

我々営業者ではやはり、大中小以外の大きなお風呂屋さんと、小さなお風呂屋さん、施設もね、営業の規模も違うが、そこが同じ料金というのはちょっと違和感はあるんですけども。平均という形で出されて。

委員：平均で。

委員：だと思います。

会長：サウナは別料金でしょ。

委員：そうですね。

委員：洗髪料ももう兵庫県とられてない。

委員：今もう洗髪料がなくなりましたね。

委員：洗髪、51年に、終わってますね。

委員：やっぱりそういう、営業的なことで、とられなくなった。

委員：それと、あの例えば、各銭湯さん、施設での利用者数っていうのですか、男女別とか、そういうのは出されてるのですか。

委員：アンケートに、書くようになってらっしゃる。

委員：ごめんなさい。そしたらそれが今度から入ってくるということで、ちょっと興味あった。利用者数に応じて、料金って決まってくる要素になってくるのかなと思いました。

会長：それぞれのお風呂屋さんに、その実態調査を書いていただいて、そこに人数とかそういうのも確か、書く欄があると。

委員：今も回収されてる段階ですか。

事務局：そうです。10ページの書面調査票を書いてもらってるんですけど、ただ男女別というよりも大人、中人、小人で、それぞれの人数になってます。

委員：そうなんですか。男女別はいらないんですか。

事務局：そうですね。

委員：ちょっと興味があつて。そういうことね、ごめんなさい。

それともう一点。各市に銭湯があつて、例えばこの高年福祉といいますか、65歳以上の方に対しては、65歳で良いのか。補助が出てるような市もあるとか、制度が全部の市であるのか。券を持っていたら、料金が安くなるのでしょうかね。お風呂屋さんにいかれると。

宝塚もやられてるみたいで、そういうお風呂もなくなったら、それはそういうことの資料って、実際の市が補助している年齢、高齢者に対するっていうのはどうなってるのかな。

委員：あまり聞かないですね、民生の方では。

委員：ただね、市はしないと思う。そういう銭湯が、高齢者、市によって、券を持てるとお風呂が安くなるっていう。

委員：バス料金が無料とかと同じ考えですか。  
それは各市の方針ではなくて。

委員：それが結局どうなってるのかなって。

委員：神戸市では、毎月26日風呂の日を、65歳以上の方半額っていう形をとってるんですけど、各市によっては、お年寄りの実態もそういうのは変わると思うんですよね。

委員：今の半額は組合さんの取組でされてるので、市の補助でやってるわけではないんです。

委員：そうなんですね。それも市によって違う。

委員：市でやってるところもあると思います。

委員：神戸市から補助金というのは組合に対しては出させていただいてるんですけども、市として高齢者の方に対して補助金を出してる、という形ではないので。

委員：あくまで個々のお風呂屋さんの、心意気でやらせていただいています。

委員：これからだんだん高齢化になっていくと、利用される方も増えて、そういう補助が増えてくる可能性って。

委員：おそらく皆さんご存知だと思うんですが、神戸市の場合は、他の尼崎、西宮に

比べると、神戸市さんから、かなり補助もいただいておりますので、何とか、市民に還元させていかなければならないという意識が、強いですね。ですので、やっぱりそういった形に現れて来てると思うんですけど。

委員：この料金の検討ではちょっとあんまりそぐわないのかなと。

委員：ちょっと反論ではないのですが。料金と、補助とは、これは切り離して考えていただかないと。補助が出ているから、料金はいいのではないかっていう考えには至らないんですよ。

どうしてもその市の補助で、お風呂屋さんに極力皆さん行ってくださいよと。そうするとお風呂さんの収入が上がりますよと。そういう形の補助的なこと、或いはまた、我々が26日、風呂の日は個人的にやっているのと、入浴料金の改定とはちょっと切り離して考えていただきたい。

委員：切り離して考えたいと思います。

委員：すいません。

委員：それは、私が勝手に思った、ただそういう券が出てたなど。お風呂だけじゃなくて、高齢者が利用するところを、サービスの、伊丹市しか知らないのですけどね。確かそういう自治体があったような気がして。

それはこの料金の改定とはちょっと私も違うと思ってます。

委員：各市で施策やっていらっしゃる。

委員：知りながら、話ししていくのもいいかなと。改定には私は、影響はしないと思いますけども。ちょっと個人的に。どうなってるのかなと思いました。

委員：伊丹ちなみに2件しかお風呂屋さんないですね。

委員：はい。知ってます。震災のときにね、平成7年のときに1件のところは、結局お水が出ないので営業してなかった。あのときはライフラインが全然だめで、そのお風呂さんに集中した。お風呂に入りたいからその当時は、お風呂屋さんどこにありますかって。それと反対に、なんであそこの風呂はお水が出てるの、とかね。いろいろ、そういう時代でしたね、平成7年のとき。すみません、余談です。

委員：参考までに、私も教えていただきたいんですけど。

先ほど尼崎の話のときに、もう少し競争原理があるような話があったじゃないですか。そうすると、価格だけで、価格を下げてこっちへ来てくれっていうのは気持ちは分かるんですけど、価格以外のところでの何か事業されてる方々の中で、他のサ



ービスとか、そういったもので差をつける取組をされているところもあるんですね。

委員：はい。もちろんお風呂屋さんの収入源、温泉掘ったりサウナ付けたり、そういう施設をきれいに、お金をかけてやってるところと、そこにあまりお金をかけられない、かけてないというところと、当然、格差出てきますね。

委員：やっぱり、この厳しい状況の中でも、ちゃんとうまく対応しているところもあるという。

委員：はい。それは。今おっしゃった、営業主の努力ですね。原価の上に利益をのせずに、原価を極力下げようとする。それはもう、経営主の、経営者の努力だと思います。

そこで、個人的になるのですが、今一番、経営の中で、料金を占めるのは燃料代ですね。次に、水道代とか水道光熱費が一番多い。次に人件費。そうすると、競争原理が働いてお風呂屋さんの非常に設備の劣悪な環境のところは、朝から薪を焚いて、そして、井戸水を掘って、極力原価を抑えようとする。それで、少ないお客さんと呼んできた中での営業をされてる。また、設備の良いところは当然沢山人が入りますので、もちろん人も雇い、燃料代も十分に使い、温泉も掘りと、そういう格差が出てきていることはもう確かですね。そういう現状ですね。

以前にはそのお風呂屋さんで、隣のお風呂さんにクーラーが入れたのでうちも負けんといれようとかね、そういう競争原理が働きますからね。それがやっぱり活力のもとだったと思うんです。

今はその競争原理がほんとに働かなくなってますね。ただ、その分、やっぱりお客さんの入浴者数が減った形だと思うんです。

会長：老朽化ってということについて何か、現状を教えてください。多分そのお風呂屋さんによって違うだろうと思うんですけれども。

委員：会長がおっしゃったように、今、そういったお風呂屋さんが減少していく一番の原因はですね、老朽化に対する設備投資のお金を、日本政策金融公庫から借りた場合に、売り上げの中から返却できない、という形でどうしてもその設備投資を渋ってしまう。そうすると、ますます施設が古くなってきて、お客さんがあんまり来ないというような形になってますので、そこがまずポイントですね。老朽化の一番の中身をもうちょっと言いますと、まず、釜ですね。風呂釜、それと、釜で沸かした湯のタンク、或いはまた、回路だとか、そういう形で、平均でやっぱり20年から30年経っちゃうとどんどん変えてかないといけない。そうすると設備投資として、やっぱり最低でも1000万から1500万かかってしまう。それをもってお金を借りて返却するっていうのは、しんどいのではないかと思います。

その施設の老朽化と、経営者の高齢化、がやっぱり減少の一番の原因だと思います

ね。

委員：私も先ほどから言ってきました尼崎の住民なんですけれども、私の周りでも2、3件ほど、お風呂がありまして。先ほど委員がおっしゃったように、後継者が不足で。地域の方は、その災害もそうですけれども開けていただいた方がとてもありがたいんです。夜間に、夜遅く帰られる方の安全確保のためにも、ですけれども、やはり高齢化と、そしてそのあとを継いでくれる子供さんの問題。

委員：そうですね。

委員：やはり、お風呂屋はもうやめたいっていう意向で、そういう話を聞いたりしますし、あと、やはり高齢化なんですけれども、皆さん最近はどうケア施設の方が沢山あって。高齢化になって支援される場合でしたら、ほとんどケアの方、ホームの方に行ってますので、そこで入浴を2日に1度とか、そういうことを求めている方が多ございますので、以前のときの場合でしたら、やはり高齢者のために、地域にやっぱりあって欲しいということ私も要望したんですけれども。なんか最近そういうふうにいるところでお風呂に入れるっていうケースが多いものですから、少しそのあたりも、弱点になってるのかなあと思ったりします。

委員：減少しますわね。お客さん、そっちの方に行きますもんね。

委員：それと、尼崎では1ヶ所だけなんですけれども、福祉ケアのような取り組みをやってらして、乳癌を患った方、それで乳房がないということで、普通のお風呂に入って行けないということ。

ですから、本来は地域に公衆浴場っていうのはあっていただきたいんですけれどもね。その辺りが今、利用されてる方でも、このアンケートの中では、現在の入浴料金についてどう思われますかっていう質問があるんですけれども、今利用されてるお客さんは、いろんな物価上昇の折から、少しぐらいの値上げはOKっていうふうに思ってるのかどうかっていう。その辺りがいかにかなってっていうふうに思ったんですけれども。上げ幅はそんなに、沢山の金額を上げれないと思うんですけれども、10円20円とか、そういうことになろうかと思うんですけれども。

こういうコロナの状況ですし、原油も値上がりしてるということは、もうそれぞれ皆さん、理解はしてると思うんですけど。

アンケートの結果を早く、どういう形になるのか、と思います。”

委員：さっき会長さんがおっしゃったように、災害時の時にこういう施設が残ってる方が本当に助かりますよねえ。

委員：助かりますよねえ。

阪神大震災のときは、ほとんどのところ無料で西宮からもたくさん来られたり、や

っぱり近隣の方が来られたり、ということは聞いてましたが。

委員：神戸市さんと、その災害時における協定書っていうのを結んでるそうです。

委員：そうですね。

委員：そういった方を、災害時には入浴させていただくっていう。

委員：今時もまた、自然災害の発生が多いですしね。これから先のことを考えると、やはりそういう明かりが地域から消えていくのは、とても残念に思います。

委員：各市とそういう協定組まれてるから。わからないですよ。どこまでの協定を各市が作りこまれているのか。

事務局：そこまではちょっと。

委員：地域差がある。

会長：お客さんがどれぐらい値上げを許容できるか。ただ、アンケートでは安くてしょうがないので、みたいに書く人はあんまりいないです。ちょうどいいというふうに書いてくれる人がどれぐらいいるかですよ。ちょうどいいっていうことは、場合によってはそういう値上げもいいというふうに思ってるわけで。

委員：もう一つあった方が良かった。

委員：10円程度、とか。

委員：値上げしても良いよ、みたいな。

会長：それ踏まえてですね。他に何か。はいどうぞ。

委員：都道府県への要望があるんですけども。大人490円で書き方になってるんですけども。隣接する県との釣り合いというのを、考慮していただきたいなと思いますよ。今これ490円大阪はなってますし、一番隣り合わせで言うと尼崎なんですよ。はい、その辺でも、隣接する県との釣り合いを考慮していただきたい。

それともう1件、京都、これ450円になってるんですけども。もうまもなく490円になります。それから広島も450円なってますけども、11月から480円に変わります。

こういった他府県の値動きの動向とか、他府県との釣り合いですよ。そういった

ものもできたら考慮していただいて、値上げの方に、金額を決める上で参考にしていただけたらと。

委員：それ決めるのは小委員会。

会長：小委員会が、原案を作成して、第2回のこの協議会で決定する。

委員：その小委員会で例えば10円とか20円とか、30円とかっていうことが原案ですか。

会長：そうですね。

委員：それはまた決め方はあるんですよ。

会長：それは皆さんがそれぞれに考えることなんですが、私のイメージとしてはやっぱり、14ページのこの結果から、15ページのところを算出するわけで。そうすると、大体これぐらいだったら今採算とれるんだなっていうのが分かってきて、この15ページのところ、今空欄になってますけど、小委員会のときにここに数字が入るわけです。それをベースラインとして、だけど、今後ともコストアップがあるよねっ、て言ったらちょっと余裕を持たせたほうがいいっていうふうな議論もあつたりとかですね。だから、そのあとじゃあ微調整としてどのあたりを狙うのか。さらに次の話題にもなるんですけども、中人、小人をどうするのかっていうことも、実は、関係してまして。多分金額的にはそれほど大きくないみたいですけども、それでも無視できない金額ですし。で、また家族で来る、とかですね。そういうふうな議論もあり得る。その辺のバランスを考えて、大体ここぐらいかなっていうのを、小委員会で議論する感じですね。

委員：大阪はいつから490円に値上げ、何年度。

委員：えっと、去年の8月やったかな。

委員：去年の8月ですね。ありましたね。

去年の8月か。じゃあもうコロナに入ってから値上げをしたということですね。

委員：そうですね。東京が500円。

委員：東京500円ですね。今。

滋賀県が9月15日から値上げですね。もういろんな都道府県で、いつから上がりますっていう情報がもうばんばん入ってくるという状況なんですね、燃料費の高騰に伴いましてね。

会長：一応17ページのところに、できるだけ情報集めていただいて、アップデートした形で、各都道府県について、しかも、今ご質問のあったような、一体いつからなのか、ということもあって、例えば大阪でいうと、令和3年8月25日、というふうになってます。ちょっと、先ほど、出しましたけれども、大人以外についてはどうでしょう。どういう考え方をすればよろしいでしょうか。

多分、あんまり曖昧な部分言っではいけないんですけども、過去に記載の値上げ、では、据え置いていって、それは、大人は1人で来るかもしれないけれども、子供たちは、家族で来るっていうこと考えると、大人1人10円上がりました、と、家族4人だと40円上がることになるわけで、同じアップアップであれば、ということ考えると、あまり、大人以外を値上げするのは良くないんじゃないかみたいな議論があった、ということですね。

でも、そうは言うものの、料金をとることには、かわりがないわけですから、その採算性っていうことを考えて上げるということも十分あり得るということです。この辺について何かご意見があるのであれば。

委員：先ほどの、まわりの府県との比較ってというのがあったと思います。そうした見方をすれば、京都が同じ60円ではあるんですけども、その他と比較すれば、割と安い方の価格帯で、今は設定されてるのかなというふうには感じます。

委員：そうですね、一番下ですね。

委員：中人も小人も書いてありますね。大人と。その年齢なんかも、何歳から何歳とかいう形でお話してもらおう、ということで。

委員：これ中人はね、小学生から。小人いうのは、0歳児から小学校入る未満の人。

委員：そうですか。

委員：赤ん坊でもいればいただいている。

中学はもう大人です。中学生はもう大人の料金になるんです。

会長：2ページのところにありますように、一応12歳以上と、6～12っていう風ふうに、省令でそう定められているんですけど。大中小それぞれこの年齢で決めてください、と。ただもちろん料金だけの話ですから、同じところで差をつけるか、一部を安くするか、もちろんお風呂屋さんの方でできるにはできるだろう、と。我々が定めるのは、大中小のこの省令で定められた年齢で考えるということです。

委員：大人、中人、小人っていう段階での料金設定ですけども。やっぱり今後、今のロシア、ウクライナ情勢なんか、原油高騰してるとかいうようなことをひっくるめ

ていくと、今後燃料費ってどうなっていくのか心配するところがあるんですね。そうするとやっぱり、心配度も含めて全体的に値段をやはり少し上げていった方が良いのかなあていう気がするんです。

それと、絶対話違いますけど、こんなところで言って良いかわからないんですけど、そのお風呂屋さんのアピールも、今後は、これから。

委員：そうですね。

委員：やっていかれた方がいのかかと、どういう方法ですか。

委員：大阪はですね、この11月にあるんですけれども、デパートの一角をお借りして銭湯案内所っていうコーナーを作っております。そこでいろんな銭湯のよさとか、アピールする場を牛乳石けんさんと一緒になって、銭湯案内所っていう、そういうイベントをやったりしてます。結構若い方の意見も一生懸命取り入れて、前向きに活動してるっていうところが、大阪、結構あらわれておりますね。

委員：だから、私は料金だけ上げるんだったら、こういうのもありますよっていうことで、両方あったら皆さん納得するんじゃないかな。みんなが納得するのは難しいと思うんですよ。絶対に。それは家族構成もありますし。でもやっぱり一律上げていくということであれば、そういう一つのPR、アピールなんかも必要。温泉マップもあるけれども、銭湯マップみたいなものとかね。どこのところでやってもらえたらいいのか。公衆浴場さんの会でやられるのか。

委員：お風呂マップみたいなものを取り組んだりしてましたよね。前回のときもそういうふうな話。

委員：おのおの10月10日から始めるんですけども、兵庫県の浴場組合主催でスタンプラリーをやりました。全部で80。

委員：会長の小人、中人の話ですけども。以前はですね、実は赤ちゃんをお母さんが銭湯に入るのに連れてこられて、その赤ちゃんをベッドに寝かして、で、お母さんが入って、お母さんが入られた後、赤ちゃんと一緒に入れるという。そのベッドというのが、過去にはお風呂屋さんにあったんです。うちもありました。六個あったんです。そうすると少子高齢化で赤ちゃんが来るわけじゃないから、三つにして脱衣場をちょっと広く使ってもらおうと思って、そうしました。

そうするとますます少子高齢化で、今その残った三つも、他のお客さんのもの入れになってます。だから、そういう形で、ものすごく減ってるんで子連れのお客さんも。金額もそのままいいんじゃないかという考えも、ずっと今まであったんですけども。やはり一応子どもさんも、経営の一つになりますから、また今回も値上げの方向で、ぜひご検討いただきたいなと思ってます。”

会長：はい。ありがとうございます。

話を引っかきまわすようですけれども、利用者側の観点からやっぱり値上げっていうのはしんどいよねっていうようなご意見はないでしょうか。こういう人たちは、やっぱり困るよねって。

委員：私は前回のときにですね。やっぱり民生委員っていう立場で要支援者の方のことを考えて、お風呂のない文化住宅とか、そういうところにも備えのことを考えて、大幅な値上げはちょっと勘弁願いたいなっていうふうな意見を言わしていただいたんですけれども。今回は要支援者の方も増えてますけれども、私の近隣ですけど、皆さん結構持ち家、一人暮らしでもお風呂ある方も結構多いですし、先ほど言ったように、ちょっと体調崩して包括さんが入りますと、ほとんどケアのホームの方で入ってこられたりするんで、あまりその辺りは今回は、撤回してもいいかなとか思ったりしてるんです。実は。やっぱり、包括さんやケアマネージャーとかとの対話とかそういう制度ができあがる前でしたら、やはり、お風呂の方もちょっと心配はしたりして、ぜひ値上げはしないでっていうようなこと、ちょっと言わせていただいたんですけれども。今回は、そういうふうなことは、ちょっと考えなくて、利用者だけかなと思います。

会長：ありがとうございます。この件について、他なんかご意見、この件というのは、やっぱり値上げは、利用者側からするとどうかな、ていう。

委員：利用頻度の高い人は上がると、利用率ですよ。

会長：利用頻度ですか。なんかその、してませんでしたっけ。利用者のアンケートの方で。出てきますね。

委員：そうですね、まだわからないですね。

会長：確かに1回10円値上げでも、2回だったら20円上げたし。

委員：家族だったらね。結局、100円上がっちゃうんじゃないかなというように。でも最近そんな家族の多い方がいらっしゃるのかなっていう。

委員：若い方ね、家族が子供が多い方っていうのは。

小学生ぐらいではよく子だくさんの方はいらっしゃる。結構3人とか4人とか。でもたまにで、そう大勢の方はあまりいらっしゃらないと。統計的にはいらっしゃらないと思いますけれども。でも、お元気な方でも、60歳以上の方でも、内風呂があってもやっぱりお風呂屋さんに行って、伸び伸びとゆっくりと時間をかけてって

いう方が結構多いですよ。

委員：一人暮らしの方も。結構安心されるみたいですね、一人暮らしの方。

委員：家でその浴槽洗ったりなんかするよりも、銭湯行って、帰ってきて、ていう人もいらっしゃる。

委員：多いですよ。それが毎回じゃなくてもやっぱり週のうちに2、3回とかね。そういうふうな、結構話聞きますし。先ほども言ったように、一人暮らしでしたら余計銭湯行っていただいたら、見守りも、ちょっと気をつけてご近所の方みんなが気を付けていただけるというケースもあります。

会長：ありがとうございます。他何か、もちろん、すでに出てる論点でも構いませんし、別の論点でも、なんかご意見あれば。  
逆に値上げによる、お風呂屋さん側からみたときの、値上げによる顧客離れの心配みたいなこともあったり。我々、決めるのは上限なんで嫌だったら下げれば良いんですけれども、最近はどんな感覚でおられるか、教えてください。

委員：以前はですね、やはりあんまり大きな額を一遍に上げるとお客さんが減る、という心配もあったんですけども、そこによって競争原理も働いて、よそは10円上げるんやったらうちは上げんとかか、と。うちはじゃあ20円上げますという、以前はたくさんお風呂屋さんがあった。件数多い時にはそういう形で競争原理も働いてはありましたけども、今は本当に少なくなってきたんで、ほとんど我々は値上げをしてほしい、しかも値上げの幅も大きい方がいいっていう意見でございます。客離れに対する不信感を事業者はほとんどもう持ってないんですね。

委員：ちょっと視点が違うんですけど。かえって銭湯っていうのは上限料金決まってるっていうのは、消費者にとっても安心感でもあると思うんですよ。  
例えば私なんかでも、若い我々の世代でも、料金を見比べてじゃあ安いからここに行こうとは多分してないと思うんですよ。そういった中で、その上限の価格があるからこそ、ある程度これぐらいだろうというふうに思っている。それがスーパー銭湯とかになると一回行っていろいろなんかしてると何千円とかになってしまったりということがあるので、そういったところでは日常の中での入浴ということが安心で、自宅とはまた違うという感じの憩いの場としても活用できるというところが、銭湯という場の、公衆浴場としての意義になってくるのかな、というように感じます。

会長：ありがとうございました。

会長：他どうでしょうか。よろしいでしょうか。



では大体、考え方とか、そういう点では意見は出尽くしたのではないかと思いますので、それではですね、公衆浴場入浴料金問題につきましては、先ほど、話題に上がった小委員会を設置して、詳細な検討を行いたいと考えております。

小委員会では、公衆浴場経営実態調査の結果をもとに詳細な分析を行い、入浴料金改定案の取りまとめを行います。

そこで、それで小委員会の取りまとめた結果を受けて第2回の協議会で結論をまとめて答申を行うという方針でいきたいと思っておりますけれどもご異議ございませんでしょうか。

委員全員：(異議なし)

会長：それでは協議事項の(3)です。小委員会委員及び委員長の指名にうつりたいと思います。

設置要綱第6条の規定に基づきまして、小委員会を設置することとし、従来と同様、学識経験者、住民代表、業界代表、行政機関から1名ずつ指名させていただくことにします。

そこで、会長の立場として、指名をさせていただきたいんですけれども、学識経験者からは、内田委員。それから住民代表からは、大西委員。業界代表からは、濱野委員。行政機関からは丸尾委員を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

次に、小委員会の委員長ですが、内田委員にお願いをしたいと思います。ちなみに小委員会で運営補助として私も委員として参加いたします。以上の点ですね、各委員の指名及び委員長として内田委員にお願いすることについて、ご異議ございませんでしょうか。

委員全員：(異議なし)

会長：ありがとうございます。それでは小委員会委員の皆様、よろしく申し上げます。

協議事項(4)のですね、今後の日程ということですが、これは事務局から説明をお願いいたします。

事務局：今後の日程につきましては、11月4日に小委員会を開催し、入浴料金改定案を取りまとめていただき、12月12日に第2回入浴料金協議会を開催させていただきます。その後答申をいただき、統制額を上げる場合は、12月末から年明け1月初旬頃に改定料金、改定料金の告示を行い、2月の初めごろに施行の予定で進めていきたいと考えております。

会長：ありがとうございます。日程は皆さん、いろいろ調整をしていただき、ありがとうございます。それでは小委員会及び第2回協議会の開催の通知について、今事務局からお配りしております。ご確認ください。

そのほかに、何かございますでしょうか。

ないようですから、本日の全て協議事項について協議終了ということで、司会を事務局にお返しいたします。

事務局：各委員の皆様には、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。  
閉会に当たりまして、生活衛生課長から一言ごあいさつ申し上げます。お願いします。

課長：(あいさつ)

事務局：それではこれで第1回の公衆浴場入浴料金協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

## 9 閉会